

後期高齢者医療制度のお知らせ

■問い合わせ 市民保険課高齢者医療係 ☎57-8506

保険料

一人あたりの年間保険料 (100円未満切り捨て)

年額 51,793円

均等割
加入者全員が等しく負担

所得割額計算式

※賦課基準額 × 10.35%

所得割
所得に応じて負担

※賦課基準額…総所得金額(公的年金等控除などを差し引いた額)から、山林所得金額、土地建物の譲渡所得等から基礎控除額(33万円)を引いた所得金額

軽減割合	軽減後の均等割額	同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額
9割	5,179円	33万円以下で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)の場合
8.5割	7,768円	33万円以下
5割	25,896円	33万円 + (24.5万円 × 被保険者数) 以下
2割	41,434円	33万円 + (45万円 × 被保険者数) 以下

※公的年金収入の場合、年金収入額から公的年金等控除額に15万円を加算した額を差し引いた後の額で軽減の判定をします

保険料の計算方法
保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。なお、1人当たりの年間保険料の上限は57万円です。

今年度の保険料率は 昨年度と同じです
●被保険者均等割額 51,793円
●所得割合 10.35%
■今年度から保険料の100円未満は切り捨てとなります。

保険料軽減措置

所得の少ない人の保険料については、次のような軽減措置があります。

① 同一世帯の中で、被保険者・世帯主・世帯員の前年中の所得が決定できていない人がいる場合、保険料軽減判定や負担限度額の判定ができませんので、税務課所得の申告をお願いします。

1 被保険者均等割額の軽減

世帯主および被保険者の総所得金額等(※)の合計額の状態により軽減の判定をします。

2 所得割額の軽減

被保険者本人の総所得金額等の状況により軽減の判定をします。

軽減割合	被保険者の所得
5割 (所得割額の1/2相当)	保険料の賦課の基となる所得金額(総所得金額等から33万円を引いた額)が58万円以下 ※年金収入のみ場合は、収入額が211万円以下

3 被用者保険の被扶養者であつた方の軽減

後期高齢者医療に加入する前日に被用者保険(協会けんぽ・共済組合・船員保険など)の被扶養者(扶養家族)であった人は、被保険者均等割額が9割軽減され、所得割額はかかりません。

納付方法を年金払いから

口座振替に変更できます

希望される人は、市民保険課または各支所で手続きしてください。
※引き続き、年金からのお支払いを希望される人は、手続きの必要はありません



後期高齢者医療被保険者証を送付します

現在お使いの後期高齢者医療被保険者証の有効期限は、7月31日までとなります。
新しい保険証(黄色)は7月24日頃、緑色の封筒でお届けします。
また、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限も7月31日までとなっています。現在認定証をお持ちの人で、8月からも該当者には、新しい認定証を送付します。

国保

有効期限内にお気をつけください



更新します

70〜74歳の国保の人 (高齢者受給者証の人)

7月下旬に新しい高齢受給者証(ピンク色でハガキ大)を郵送しますので、8月1日からお使いください。(更新手続きの必要はありません)
*国民健康保険証(茶色カードサイズ)の有効期限とは異なります。

高齢受給者証・各認定証の有効期限は7月31日まで

今月のチェックポイント

《国保税》

第1期の納期限は 7月31日(木)です

自己負担割合を見直します。

高齢受給者証は、毎年8月1日を基準日として前年の課税所得により、自己負担割合を判定しています。

- 3割負担：現役並み所得者
- 2割負担：現役並み所得者以外の人で平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える人
- 1割負担：現役並み所得者以外の人で平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた人

手続きが必要です

70歳未満の課税世帯

(国保限度額適用認定証)

75歳未満の非課税世帯

(国保限度額適用・標準負担減額認定証)

現在、これらの認定証をお持ちで、引き続き8月1日からも必要である人は更新手続きをお願いします。市民保険課または最寄りの支所でお手続きください。(印鑑が必要です)

国保税のお知らせ

第1期の納期限は7月31日(木)です。

納税通知書は7月中旬に発送します。納期限内の納付をお願いします。

納付は便利な口座振替で！
香南市内の金融機関で直接お申し込みください。
必要なもの：預金通帳・口座届出印

所得申告をしていないと…

国保税は前年中(平成25年1月〜12月)の所得などを基に算定されます。申告をしていないと、所得がない世帯や少ない世帯が受けられる軽減措置(7.5・2割軽減)が受けられません。また、病院などで支払う自己負担の月額限度額が、上位所得者での扱いとなってしまいます。

軽減制度があります

平成22年4月から企業の倒産や解雇、雇止めなどの理由で失業された人は申請すれば国保税が軽減されます。

- ◆対象者
 - ①雇用保険の特定受給資格者(例：倒産・解雇などによる離職)
 - ②雇用保険の特定理由離職者(例：雇止めなどによる離職)
- (いずれにおいても離職日に65歳未満であること)

◆軽減額：前年の給与所得を10分の3とみなして算出します。

◆軽減期間：離職の翌日から翌年度末まで(最長2年)

※雇用保険の失業給付などを受ける期間とは異なります

※国保に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国保を脱退すると終了します

◆申請方法：ハローワークで交付する「雇用保険受給資格者証」と印鑑を持参の上、税務課へ申請してください。